

コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住所
〒860-0081
熊本県熊本市京町本丁8番28号
- 電話番号
096-351-8585
- FAX
096-351-8595



明けましておめでとうございます。

アメリカに続き、日本も民主党政権が成立しました。事業仕分けでは、こんなところに税金が使われていたのかと驚きました。

しかし、未だ不況に対する効果的な経済対策はたてられていない状態で、市民の生活の先行きに対しては不安が募るばかりです。

このような厳しい社会情勢の中で、今年も市民の皆様の生活の安定のために頑張りたいと思います。

本年もよろしく申し上げます。

2010年1月
コスモス法律事務所
弁護士・事務局一同

ファベールの光

ブラジルのスラム（ファベール）は山へと伸びる。水の便が悪いからだ。夕やみの中の光は「世界三大夜景」等とはやされる。ここに住む多くの住民たちに次々回のオリンピックがどんな影響をもたらすだろうか。

撮影 北岡秀郎



25年目の決意

弁護士 塩田直司

今年8月に金沢で司法研修所終了25周年の記念大会があるという連絡がありました。司法研修所というのは最高裁判所の研修機関で、司法試験に合格した者はここで実務の研修を行うのです。司法改革の名の下で司法試験合格者が増加するにつれて、修習期間も2年から1年半、そして現在は1年となっていますが、私が修習した頃は司法試験合格者年500名、修習期間2年という時期でした。修習終了後10年、20年の区切りに同窓会があっただけですが、その後は5年に一度行われるのが通例だそうです。なぜかって？それは考えればわかりますよね。

25年たって、これまでのことを振り返ってみたいと思います。

私が最初に受けた刑事事件は詐欺の否認事件でした。1986年当時は、接見指定ということが頻繁に行われていました。接見というのは身柄拘束を受けた被疑者と面会することをいうのですが、罪証を隠滅するおそれがあるなど一定の場合、被疑者と外部の人との接見が禁止できるように法律はなっています。弁護士はこの例外なのですが、私が弁護士になった当時、接見禁止がでている場合は、弁護士の接見も検察官が接見指定書を出し、接見の時期、時間を指定できるような取り扱いになっていました。ですから当時は、接見禁止がでている事件については検察官から接見指定書を受け取らなければ、接見できない仕組みになっていました。このような取り扱いは本来違法なものでしたが、これをなくすために多くの弁護士が闘っていました。

私の受けた事件も否認事件でしたので接見禁止がでっていて、警察からは接見指定書の提示を求められました。しかし、新人弁護士である私は、そのような違法な取り扱いには従えないと直ちに裁判所に不

服申立の準抗告を行い認めてもらいました。その後、一回は指定書なく面会できたのですが、その後再び指定書を持ってくるように要求され接見を拒否されました。再び、裁判所に準抗告を行い再度、接見指定の取り消しをしてもらいました。こうして2度の準抗告後、ようやく自由な接見ができるようになったのです。今思うと、新人で時間の余裕もあつたので、このような闘いもできたのだと思います。

民事ではなんとといっても、水俣病第三次訴訟です。1986年は水俣病第三次訴訟第1陣の結審間際という時期で、水俣病がどのようなものか充分理解できないままに、原告の人たちから、水俣病によってどのような被害を受けたのか補充陳述書の聞き取りのため、天草の御所浦島に行ったものです。聞き取った内容が本当に水俣病に関係している事項なのか、何か聞き落としているものはないかと不安な気持ちで陳述書を作った思い出があります。その水俣病第三次訴訟も1995年の村山内閣の時に政治決着しました。

この水俣病第三次訴訟に関わっていた時期に、八代興人の慢性二硫化炭素中毒症の労災認定を求めた訴訟にも関わりました。労災職業病の認定を求めた訴訟であるにも関わらず、裁判所に工場内の検証をしてもらい、労働者の証人尋問なども行いました。国側の医師の反対尋問にも、十分な時間をかけ、勝訴することができました。

水俣病も二硫化炭素中毒症の事件も弁護団の集団討議の中で、裁判を進め、このことが弁護士としての基礎を作っていると思います。これから更に25年弁護士として頑張れるかどうかわかりませんが、弁護士になった当時の初心に戻り、誠実に弁護士の活動をしたいと思います。



政権交代雑感

弁護士 河 口 大 輔

政権交代は昨年（平成21年）の国内トップニュースだろう。半世紀以上も日本を統治した自民政権から民主党政権に交代したことの意味は大きい。

さて、この機会に、国家機能の発展史を拙いながら考察してみたい（なお、筆者は高校まで理系であり、遠い昔にセンター試験（共通一次）用に世界史をかじっただけのド素人であることをお断りする）。

サルから進化したヒトは、氷河期が終わるまで狩猟採集生活をしていた。この頃は家族単位の小集団で活動しており、他集団と出会うことも稀だったろうから、争いもなかっただろう。しかし約1万年前、最終氷期の終わりと共に中東の地で農耕が始まり、やがて人類は余剰食料を集落で貯蔵するようになった。

こうなると当然、集落外の飢えた者は、貯蔵された食物を強奪しようと集落を襲うだろう（野盗だけでなく集落間の奪い合いもある）。そこで、集落は、生産機能に加え、防衛機能を持つようになり、やがて職業的戦闘階級が生まれた。戦闘階級は、農民との間で、保護（戦力の提供）と食料とを交換することを契約する。やがて食料提供は徴税となり、複数の集落が国家として組織されていく。そのうち、「強い＝偉い」という錯覚が生じ、戦士階級が支配層、農民階級が被支配層として固定化し、統治システムは洗練されていく。洋の東西を問わず、国家はこのように「発展」を遂げてきた。ただし、これを「発展」と呼ぶのは強者の論理である。弱者にとっては抑圧が堅固化されただけである。

このように少数の強者が弱者を強圧的に支配する国家システムにおいて、支配者の権力に縛りをかけるために「憲法」が産まれた。イギリスでは1215年にジョン王が「マグナ・カルタ（大憲章）」を承認した。しかし初期の憲法は、弱者ではなく、貴

族らが王に対抗する手段でしかなかった。近世に至り、欧州の啓蒙思想家らは、真に人民を守るため、国家権力を抑制する手段としての憲法を求めようになった。元は農民らが食料を守るために戦士と契約したことから明らかなように、人民は国家と契約したに過ぎず（社会契約説）、支配関係は当然の前提では無かったのである。そして、人民は、思想を啓き、少しずつ力を蓄え、1789年のフランス革命として解放を得たのである。もちろん、旧体制への揺り戻しも強く、憲法が法の下での平等を保障し、普通選挙による統治システムがようやく確立したのは20世紀に至ってからであった。人々は生まれながらに強者の支配を受けるのではなく、自ら統治者に権力を付託するようになったのであるが、このように長きに渡る流血を経て獲得された至宝が、我が国においてどれほど大事にされてきたのかは疑問である。

日本人は、戦後60年、自民党による政権運営＝支配を当然のものとして受け止め、自民党の政治家を貴族であるかのように仰ぎ見、神聖なる投票をガス抜き儀式として貶め、変化を恐れ、酒場では愚痴を言いつつも現状を肯定してはいなかったか。あたかも自民党こそが主権者であるともいうかのよう。一党独裁システムの老朽化で、生活基盤が抜き差しならないところまで崩壊してようやく我が日本人は、国民こそが主権者であるという事実が気がついたようである。そして劇的な政権交代が訪れた。

もちろん民主党政権も永久不倒ではあり得ないし、国民は常に主権者たる自覚を持ち続けねばならない。

そして、我々法曹は、人民を守る至宝である「憲法」、言い換えれば「人権を守る鎧」が錆びて脆くなり、権力に打ち崩されてしまうことの無いように、常にこれを磨き続けなければならないのである。



「今年一年を振り返って」

弁護士 後藤 隆 信

1. 「仕事のこと」

昨年1年間いろいろな仕事をしてきましたが、特に多く相談を受けたかな、と印象に残るのが労働問題と相続問題です。

労働問題（ほとんど被用者側です）は、不況を背景に労働審判の数が増えているとのこと。この分野では税金や社会保険等の知識が必要になることがありますが、この仕事をやっているとよく感じるのは、法律のことだけ知ってはいだめで、様々な知識・経験が業務上必要になってきます（医療訴訟・建築関連等の訴訟のときもそれを痛感します。）。

相続関係も相談を受け、遺産分割調停等委任に至ることが多かったです。手続的に難しいところもありますので、綿密な調査が要求される場所があります。

ところで、法テラスの資金が底をつくという報道がなされました。私は頻りに法テラスの民事法律扶助を活用しておりますので、扶助要件が厳格になると、業務に支障が生じます。諸外国では民事法律扶助の財源の問題はどうなっているのでしょうか？

私の事務所は私を含めて4名の弁護士がおります。熊本は個人でやっている事務所も多いです。それぞれ、長所・短所があると思いますが、長所としては、自分が苦手な分野について気軽に聞けること、仕事のやり方等で刺激になること等でしょうか・・・。

2. 「ペットのこと」

うちにはペットが4匹います。犬2匹（家の中で飼っています）・猫二匹です。いずれも雄と雌1匹ずつです。

猫2匹は当初は仲良しでいつも一緒に行動したのですが、雌猫を去勢してから一緒に遊ばなくなり、逆に雄猫が雌猫をいじめるようになりました。雄猫が雌猫をいじめると、犬2匹が止めにはいりません。4匹が入り乱れますので、「ギャーギャー」「ワンワン」「ドタバタドタバタ」とけたたましい事態に発展します。

雄猫は非常にフレンドリーで犬とじゃれます。犬の顔に自分の顔をこすりつけたり、歩いている犬の背中に飛び乗ります。雄猫がじゃれてくるのに対して雄犬はとく

に反応を示しませんが、雌犬は怒ります。

猫は二匹とも蛾やこうもりを捕獲して家まで持ってきます。（人間が横取りして逃がさない限り）死ぬまでいたぶります。猫が獲物を家までもってくるのは、飼い主である人間に自慢するためでしょうか？

3 「食べ物のこと」

知人のブログの影響を受け、お取り寄せスイーツを数々購入してきましたが、独断と偏見に基づきランク付けします。

1位 エコールクリオロ・チーズケーキ

（テレビで紹介されたため、購入に1ヶ月ほどかかる時期がありましたが、現在はそんなに待たなくてよいです。）

2位 クラブハリエ・バームクーヘン

（すぐに食べるより、日を置いた方がなぜかおいしい気がします。）

3位 Oisix・おからちゃん

（歯ごたえがあつておいしいです。しかもヘルシー。）

4位 富貴堂・くりきんとん

（一度食べたらずめられませんが）

5位 ロイズ・ポテトチップチョコレート

（チョコと塩あじの取り合わせは絶妙です。）

その他にもたくさんのお菓子をとり寄せました。お菓子を差し上げた知人等の感想はばらつきがあります。上記意見はあくまでも私の感想です。

4 「車のこと」

今年の3月、車を購入しました。

中古の「〇クサ〇 G〇」を購入し、やっとの思いでローンの支払を完了しました。

8ヶ月乗った感想は、

- ・車が大きくて運転が下手な私にはややつらい。バンパー破損して取替えました
- ・燃費は予測通り。これからはハイブリッドの時代でしょうか？
- ・静寂感があつて、音楽がよく聞けます。
- ・前輪にプレーキダストがつくから掃除に手間取ります。
- ・安定して走行するが、たまに路面の凹凸をもろに拾って大きく横に動きます。



「変化」から「新」へ

弁護士 矢澤利典

1. 「変化」から「新」へ

日本漢字能力検定協会が昨年12月に清水寺で発表した、昨年の「今年の漢字」は、「新」でした。

昨年は、アメリカでは、「Change」を合い言葉にした初の黒人大統領が誕生して新生アメリカへの期待が高まり、また、日本でも、民主党が自民党から政権を奪取し、社会全体に、変革への期待が満ち溢れているように思います。

思い返せば、一昨年の「今年の漢字」は「変」でした。昨年の「新」は、一昨年の混乱に満ちた変化の後、その混乱が収束に向かって新しい時代へ移行して欲しいという期待が強く込められてもいるようにも思います。そんな日本漢字能力検定協会自身も、ゴタゴタの後、新しく生まれ変わるのかちょっと気になるころですが・・・。

さて、自分自身を振り返ると、昨年は、様々な事件に触れ、経験の多い年だったとは思いますが、仕事の上では、新しい変化があったり、新しく何かを始めたりという年ではありませんでした。ただ、そのチャンスがなかったかといえば、そうではなく、その気があれば挑戦できたこともあったように思います。

以前読んだ本に、「『変わること』とは、何かを捨てること」と書いてあったことを思い出します。今年は、執着を捨て、また、出来ない言い訳を探すことなく、チャンスがあれば取り組む気持を持ちたいと思っています。そして、一つでも、自分自身に新しい変化があったといえるものを作ろうと思っています。

2. 裁判員裁判

ついに昨年裁判員裁判が始まりました。連日のように裁判員裁判の報道がなされ、一種の社会現象と目撃しているほどでした。ただ、昨年は、有罪を

前提とした量刑が争点となる事件（いわゆる自白事件）ばかりでした。また、量刑についても、有期懲役刑を前提に、何年にするかがメインでした。

しかし、今年からは、有罪か無罪か、死刑か無期懲役かが争点となる裁判員裁判事件も多く出てくることと思います。

果たして、数日間という短期間で正しい判断ができるのかどうか。正しい判断ができるのかどうかは、刑罰を受ける被告人にとっても、さらには被害者にとっても極めて重要な問題です。これが十分に機能しなければ、裁判員制度の存続そのものが問われかねません。その意味で、今年は、裁判員制度が存続し発展するのか否か、真価を問われる年になります。

3. 水俣病問題

昨年9月に、民間の医師ら有志が、不知火海沿岸での1000名規模の検診を行い、受診者中、水俣病若しくはこれを疑う症状を有する人が9割以上もいることが確認され、汚染の広がりや潜在患者の存在が、改めて浮き彫りになりました。

これまで、①水俣病と思っている、子どもや孫の結婚や就職に悪影響を及ぼすことを恐れていた②漁村全体で風評被害を恐れて、水俣病問題がタブー視されていたりして、これまで声を上げられなかった人々も、ようやく声を上げ始めています。

昨年は、「水俣病救済特別措置法」が成立し、また、これを受けて、行政（環境省）も重い腰を上げ、訴訟をしている団体との和解協議に入りました。今年は、半世紀を超えて解決に至っていない水俣病問題が全面解決するか否か、極めて重要な年になります。

「被害があれば補償する」という至極真つ当な解決が実現できるよう、私も訴訟弁護団の一員として、力を尽くしたいと思っています。